

令和4年1月1日から 望まない受動喫煙をなくすために

区立公園 禁煙へ



紙巻きたばこ

加熱式たばこ

たばこの煙は、たばこを吸う人だけではなく、周囲の人の生命および健康にも悪影響を及ぼすことが明らかになっています。区では、たばこを吸わない利用者、特に健康に影響が大きい子どもたちを受動喫煙から守るため、令和2年4月1日から禁煙とした児童遊園および遊び場に続き、区立公園についても「江東区立都市公園条例」を改正し、令和4年1月1日から禁煙にします。

問【公園、児童遊園および隣接する道路での喫煙・ポイ捨て、公園内の喫煙所について】

河川公園課工務係 ☎3647-2538、FAX3647-9216

喫煙はルールとマナーとおもいやり

区内全域 歩きたばこ・ポイ捨て 禁止

- 歩きたばこは大変危険です。
- ポイ捨ては火災の原因にもつながります。
- 禁煙重点地区は指定時間内の路上喫煙も禁止です。右記の二次元コードからご確認ください。



歩行喫煙等の防止(禁煙重点地区など)についてはこちらから

問【喫煙マナーについて】

環境保全課環境美化係 ☎3647-9373、FAX5617-5737

屋内は原則禁煙 喫煙は指定の場所で

屋内では以下の場所でのみ、喫煙できません。



喫煙専用室



指定たばこ専用喫煙室



喫煙可能室(店)



喫煙目的室(店)

※住居やベランダ、入居施設の個室、ホテル・旅館等の喫煙可能な客室は規制対象外

問【受動喫煙による健康影響について(禁煙外来支援、屋内の受動喫煙対策など)】
 保健所健康推進課がん対策・地域医療連携係 ☎3647-5889、FAX3615-7171

区のたばこに関する取り組みについて、区ホームページで紹介しています。右記二次元コードからご覧ください。



掲載している情報は11月1日時点のものです。最新の情報はお問い合わせください。